

K-Report

2016年 8月 1日発行
第 6 卷 第 8 号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙
■住所
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612

目次

- 1 改正情報
- 2 労務管理の基礎知識
- 3 所長コラム

1. 改正情報

■ 介護休業給付金の支給率等が変わります

介護休業給付金は、対象家族の介護をするために休業し、給料が支給されない場合に支給されるものです。雇用保険法の改正により、平成28年8月从这个介護休業給付金の取扱いが変更となります。

この変更は、高齢化社会において介護休業取得の必要性や介護と仕事の両立の重要性が高まっていることに対し、労働者の就業環境の整備を行政が目指していることの表れの一つとなります。

【変更点】

◆支給率◆

介護休業給付金の支給額は、これまで休業開始時賃金の40%でしたが、平成28年8月1日以降に開始する介護休業からは、67%が支給されます。

※平成28年7月31日までに開始した介護休業については、これまで通り40%が支給されます。なお、平成28年8月1日以降に再度開始する介護休業は67%が支給されます。

◆賃金日額の上限額◆

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額は、雇用保険の賃金日額の上限額（一定の年齢毎に区分）をもとに決められています。これまでは「30歳から44歳までの賃金日額の上限額」が適用されていましたが、平成28年8月1日以降に開始する介護休業からは、最も賃金日額が高くなる年齢区分である「45歳から59歳までの賃金日額の上限額」が適用されます。（注1）

※平成28年7月31日までに開始した介護休業については、これまで通りの上限額となります。

●注意点

平成28年8月1日以降に介護休業を開始した方は、支給の対象期間中に賃金の支払がある場合、支払われたその賃金の額が「休業開始時の賃金日額に支給日数を掛けた額」に対し、13%（平成28年7月31日までに介護休業を開始した方は40%）を超えるときは支給額が減額され、80%以上のときは給付金は支給されません。

（注1）

賃金日額については上限額と下限額があり、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、毎年8月1日にその額が変更されます。

2. 労務管理の基礎知識

■ いろいろな労働時間制度

【6】専門業務型裁量労働制

専門業務型裁量労働時間制とは、業務の性質上、業務遂行の手段や方法、時間配分等を大幅に労働者の裁量に委ねる必要がある業務として法令により定められた19業務の中から対象となる業務を労使で定め、労働者を実際にその業務に就かせた場合、労使協定であらかじめ定めた時間を労働したとみなす制度です。



週1日の法定休日以外の所定休日に労働した場合は？

⇒ 労使協定で所定労働日および法定休日以外の所定休日の1日当たりのみなし労働時間を定めた場合は、その定めた時間労働したとみなされます。但し、法定休日や深夜業に労働させた場合は、実際の労働時間に応じた割増賃金を支払うことになります。

◆制度を導入するには？

就業規則に制度を定め、また、次の事項を定めて労使協定を締結し、労働基準監督署長へ届け出ることが必要です。

- ① 制度の対象とする業務
- ② 労働時間としてみなす時間
- ③ 対象業務を遂行する手段や方法、時間配分等に関し労働者に具体的な指示をしないこと
- ④ 対象となる労働者の労働時間の状況に応じて実施する健康・福祉を確保するための措置の具体的内容
- ⑤ 苦情の処理のため実施する措置の具体的内容
- ⑥ 協定の有効期間（3年以内が望ましい）
- ⑦ ④と⑤に関し労働者ごとに講じた措置の記録を協定の有効期間及びその期間満了後3年間保存すること

3. 所長コラム

■ 『七五三現象』をご存じですか？



社会に出て働く期間は約40年。一生の半分にもあたるこの期間のうち、実に3分の1以上を働く時間や通勤時間が占めるなかで、いきいきと前向きに働くことができるかということは、充実した人生を送れるかどうかの大きなポイントとなります。

これは、中学・高校・大学の卒業後3年以内に、それぞれ7割・5割・3割が離職する現象を言います。

社会に希望を持ち就職したはずの若者たちが、3年でこれほど多く会社に失望し、または人間関係に悩むなど、それぞれの理由で離職しています。企業から見ても、3年以内に退職されることは人材の確保や育成に費やした多額の資金と時間を無駄にすることになり、大きな損失となります。

私たち愛知県社会保険労務士会は、5年前から主に高校生や大学生を対象とし、「働くこと」の大切さや身に付けておくべき常識や給与明細等の見方、入社前に確認しておかなければならないこと（ブラック企業？）の説明から始め、社会人として社会保障制度を支える意義と義務、会社との相互間に発生する権利や義務等を分かりやすく解説し、学生自身が自覚することによって少しでも離職率の低下に繋がるように、社会（会社）デビュー前の指導者として、年間6千2百有余人の学生たちに授業を行っています。

（7月28日中部経済新聞掲載）